

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会運営について（案）

◆第 3 回定例会

1 本会議場に入る人数は、必要最小限とする（密集・密接）

（1）議員

- ・議案の上程・提案理由、議案質疑・委員会付託、委員長報告・討論・採決の際は全員入場することとする。
- ・一般質問時については、開会時に全員入場し会議成立後、前列後列互い違いに、奇数番号議員と偶数番号議員別に本会議場と委員会室等に分かれることとする。本会議場に入場しない議員は、委員会室、全員協議会室においてモニター及びタブレット端末により視聴をしていただき、質問議員ごとに入れ替えることとする。

（2）執行部

- ・初日及び最終日の入場者は、特別職及び市長公室長、総務部長とする。
なお、追加案件が提出された時には、この限りでないこととする。
- ・一般質問、議案質疑については、特別職及び当日の答弁対応想定者のみの入場とする。

（3）傍聴者（記者席を含め最大 30 席）

- ・市議会ホームページに、傍聴するに当たっての注意事項を掲載する。
- ・傍聴者の間隔を 1m 空け、10 席とする。
- ・本会議場で傍聴できない方は、委員会室において間隔を空けて視聴する。

2 定例会における発言（時短）

（1）議員

- ・一般質問以外の登壇して行う発言は、自席で着座のまま行うこととする。

（2）執行部

- ・自席で起立して行っている発言は、着座のまま行うこととする。

3 本会議場の環境（密閉）

- ・出入口のドアを開け換気をとることとする。（傍聴者出入口も同様）
- ・送風を行い空気の循環を行うこととする。

4 各委員会の環境（密閉・密集・密接）

- ・委員会室において、出入口のドアを開け換気をとることとする。
- ・席の間隔を空けることとする。
- ・執行部の出席は、必要最小限とする。（入替えも検討する。）

- 5 全員協議会、(仮称)議案審査特別委員会、(仮称)決算審査特別委員会
 - ・密閉・密集・密接を考慮し、会議時間を短縮して本会議場で行うこととする。
 - ・執行部の出席は、必要最小限とする。(入替えも検討する。)
- 6 会議室への入場
 - ・議員、執行部、議会事務局、傍聴者、報道機関者については、当日の検温、マスク着用、手洗い、手指消毒を行うこととする。
- 7 休憩中
 - ・密接を避けるため、給茶機前の会話を避け議長室、委員会室、全員協議会室等で休憩することとする。